

## 埼玉県子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、国が実施する『こどもエコすまい支援事業』等と連動して住宅の省エネ改修を支援するため、開口部の断熱改修等のリフォーム工事を行った子育て世帯又は移住世帯に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### 一 子育て世帯

令和4年4月1日時点(令和5年3月31日までに工事着手するものについては、令和3年4月1日時点)で18歳未満の子を有する世帯

#### 二 移住世帯

埼玉県外から埼玉県内に自ら居住するため既存住宅を購入し、転入してきた世帯(子育て世帯を除く)

#### 三 若者夫婦世帯

移住世帯のうち、令和4年4月1日時点(令和5年3月31日までに工事着手するものについては、令和3年4月1日時点)で夫婦のいずれかが39歳以下である世帯

#### 四 その他の世帯

移住世帯のうち、若者夫婦世帯に該当しない世帯

#### 五 既存住宅の購入

既存住宅の購入とは、次のいずれにも該当するものをいう。

イ 不動産売買契約の締結時に完成から1年以上経過している住宅であること

ロ 不動産売買契約の締結が令和5年2月28日以降であること

ハ 売買代金が100万円(税込)以上であること

#### 六 こどもエコすまい支援事業等

国土交通省が実施するこどもエコすまい支援事業、経済産業省が実施する住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業及び環境省が実施する断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援事業をいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱に基づき補助申請を行うことができる者(以下「補助対象者」という。)は、国が実施するこどもエコすまい支援事業等を活用して次条第1項各号に掲げる工事を行う前条第1号及び第2号に掲げる世帯とする。

### (補助対象工事)

第4条 補助対象工事とは、こどもエコすまい支援事業等で対象とする工事のうち、次に掲げる工事をいう。

一 開口部の断熱改修

改修は、ガラス交換、内窓設置、外窓交換及びドア交換とする。

二 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

2 補助対象工事の工事請負契約は、次の期間に締結されたものに限る。

一 既存住宅を購入した場合には、不動産売買契約の締結から3ヶ月以内

二 既存住宅の購入を伴わない場合には、令和5年2月28日以降

(補助金の額)

第5条 県が交付する補助金の額は、別表に定める方法で算出した金額とする。

2 県の補助額の上限額は別表のとおりとし、かつ、国の補助額との合計額が当該補助対象工事の工事費を超えないものとする。

(申請書の様式)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(取下げ書の様式)

第8条 規則第8条第1項の規定により、交付申請を取り下げるときは、様式第3号による申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第9条 申請者は、補助金の支払いを受けようとするときは、交付決定通知書を受領した後に、様式第4号の交付請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第5条第1項による本補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができるものとする。

一 虚偽の申請その他不正の手段により交付の決定を受けたとき。

二 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団若しくは暴力団員を利用している者、資金等の供給若しくは便宜の供与等により直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者、又は暴力団若しくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者であるとき。

(書類の整備等)

第11条 補助対象者は、補助事業等に係る収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌

会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第12条 補助対象者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月26日から施行する。

別表（第5条関係）

1 補助金の上限額

補助対象工事に応じて、2の(1)、(2)における補助額の合計とし、1戸あたりの補助額の上限は、リフォームを行う者の属性及び既存住宅購入の有無に応じて、下表に示す額とする。

対象世帯		既存住宅購入	県補助上限額
子育て世帯		あり	60万円
		なし	45万円
移住世帯	若者夫婦世帯	あり	60万円
	その他の世帯	安心R住宅※の購入あり	45万円
		安心R住宅以外の既存住宅の購入あり	30万円

※ 安心R住宅

特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度(安心R住宅制度)を利用し、安心R住宅調査報告書が発行された住宅をいう。

2 補助対象工事の内容ごとの補助額

補助額は、次の(1)又は(2)の補助対象工事の内容に応じて、表に掲げる補助額の合計とする。

なお、この項における規定は、国が実施することもエコすまい支援事業等の対象工事のうち、本事業が対象とする補助対象工事の項目を準用する。

(1) こどもエコすまい支援事業

ア 開口部の断熱改修

開口部の大きさの区分及び改修方法に応じて定める下表に示す補助額に、施工箇所数を乗じて算出した補助額とします。

省エネ性能	大きさの区分	ガラス交換※1		内窓設置※2・外窓交換		ドア交換	
		面積※3	1枚あたりの補助額	面積※4	1箇所あたりの補助額	面積※4	1箇所あたりの補助額
省エネ基準レベル	大	1.4 m <sup>2</sup> 以上	9,000円	2.8 m <sup>2</sup> 以上	23,000円	開戸：1.8 m <sup>2</sup> 以上 引戸：3.0 m <sup>2</sup> 以上	34,000円
	中	0.8 m <sup>2</sup> 以上 1.4 m <sup>2</sup> 未満	6,000円	1.6 m <sup>2</sup> 以上 2.8 m <sup>2</sup> 未満	18,000円	—	—
	小	0.1 m <sup>2</sup> 以上 0.8 m <sup>2</sup> 未満	3,000円	0.2 m <sup>2</sup> 以上 1.6 m <sup>2</sup> 未満	15,000円	開戸：1.0 m <sup>2</sup> 以上 1.8 m <sup>2</sup> 未満 引戸：1.0 m <sup>2</sup> 以上 3.0 m <sup>2</sup> 未満	30,000円
ZEHレベル	大	1.4 m <sup>2</sup> 以上	12,000円	2.8 m <sup>2</sup> 以上	31,000円	開戸：1.8 m <sup>2</sup> 以上 引戸：3.0 m <sup>2</sup> 以上	45,000円
	中	0.8 m <sup>2</sup> 以上 1.4 m <sup>2</sup> 未満	9,000円	1.6 m <sup>2</sup> 以上 2.8 m <sup>2</sup> 未満	24,000円	—	—
	小	0.1 m <sup>2</sup> 以上 0.8 m <sup>2</sup> 未満	3,000円	0.2 m <sup>2</sup> 以上 1.6 m <sup>2</sup> 未満	20,000円	開戸：1.0 m <sup>2</sup> 以上 1.8 m <sup>2</sup> 未満 引戸：1.0 m <sup>2</sup> 以上 3.0 m <sup>2</sup> 未満	40,000円

※1 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。ドアに付くガラスのみ交換の改修は対象外とする。

※2 内窓交換を含む。

※3 ガラスの寸法とする。

※4 内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法とする。

イ 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

改修後の外壁、屋根・天井又は床の部位ごとに、下表に示す補助額とします。

省エネ性能	外壁	屋根・天井	床
省エネ基準レベル	112,000円/戸 (56,000円/戸) ※	40,000円/戸 (20,000円/戸) ※	69,000円/戸 (34,000円/戸) ※
ZEHレベル	151,000円/戸 (75,000円/戸) ※	54,000円/戸 (27,000円/戸) ※	92,000円/戸 (46,000円/戸) ※

※ 部分断熱の場合の補助額。「部分断熱」とは、国補助事業における部分断熱の場合の断熱使用量以上の断熱材を使用する場合をいう。

(2) 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業・断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援事業

ア 戸建住宅・低層集合住宅における補助額

(円。ガラス交換：1枚あたり。その他：施工箇所1箇所あたり)

工種	グレード	熱貫流率 (W/m <sup>2</sup> ・K)	大きさの区分		
			大※1	中※2	小※3・極小※4
ガラス交換 ※5	S S	Uw1.1 以下	48,000	30,000	8,000
	S	Uw1.5 以下	32,000	21,000	5,000
	A	Uw1.9 以下	26,000	17,000	4,000
内窓設置	S S	Uw1.1 以下	124,000	84,000	53,000
	S	Uw1.5 以下	84,000	57,000	36,000
	A	Uw1.9 以下	69,000	47,000	30,000
外窓交換 (カバー工 法)	S S	Uw1.1 以下	183,000	136,000	91,000
	S	Uw1.5 以下	124,000	92,000	62,000
	A	Uw1.9 以下	102,000	76,000	51,000
外窓交換 (はつり工 法)	S S	Uw1.1 以下	183,000	136,000	91,000
	S	Uw1.5 以下	124,000	92,000	62,000
	A	Uw1.9 以下	102,000	76,000	51,000

※1 大：ガラス（一枚）の面積1.4㎡以上。サッシ（一箇所）の面積2.8㎡以上。

※2 中：ガラス（一枚）の面積0.8㎡以上1.4㎡未満。サッシ（一箇所）の面積1.6㎡以上2.8㎡未満。

※3 小：ガラス（一枚）の面積0.1㎡以上0.8㎡未満。サッシ（一箇所）の面積0.2㎡以上1.6㎡未満。

※4 極小：ガラス（一枚）の面積0.1㎡未満。サッシ（一箇所）の面積0.2㎡未満。

※5 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。

ドアに付くガラスのみを交換する改修は対象外。

イ 中高層集合住宅における補助額

(円。ガラス交換：1枚あたり。その他：施工箇所1箇所あたり)

工種	グレード	熱貫流率 (W/m <sup>2</sup> ・K)	大きさの区分		
			大※1	中※2	小※3・極小※4
ガラス交換 ※5	S S	Uw1.1 以下	48,000	30,000	8,000
	S	Uw1.5 以下	32,000	21,000	5,000
	A	Uw1.9 以下	26,000	17,000	4,000
内窓設置	S S	Uw1.1 以下	124,000	84,000	53,000
	S	Uw1.5 以下	84,000	57,000	36,000
	A	Uw1.9 以下	69,000	47,000	30,000

外窓交換 (カバー工 法)	S S	Uw1.1 以下	221,000	151,000	93,000
	S	Uw1.5 以下	150,000	102,000	63,000
	A	Uw1.9 以下	123,000	84,000	52,000
	B	Uw2.3 以下	89,000	61,000	38,000
外窓交換 (はつり工 法)	S S	Uw1.1 以下	221,000	151,000	93,000
	S	Uw1.5 以下	150,000	102,000	63,000
	A	Uw1.9 以下	123,000	84,000	52,000

※1 大：ガラス（一枚）の面積 1.4㎡以上。サッシ（一箇所）の面積 2.8㎡以上。

※2 中：ガラス（一枚）の面積 0.8㎡以上 1.4㎡未満。サッシ（一箇所）の面積 1.6㎡以上 2.8㎡未満。

※3 小：ガラス（一枚）の面積 0.1㎡以上 0.8㎡未満。サッシ（一箇所）の面積 0.2㎡以上 1.6㎡未満。

※4 極小：ガラス（一枚）の面積 0.1㎡未満。サッシ（一箇所）の面積 0.2㎡未満。

※5 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。

ドアに付くガラスのみを交換する改修は対象外。

別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

住所：

申請者氏名：

様式第1号（第6条関係）

申請番号  
(事務局記載) 

--	--	--	--

子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業補助金申請書

年 月 日

(宛先)  
埼玉県知事

埼玉県子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業補助金について、埼玉県子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

(申請者)  
〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

携帯電話番号 \_\_\_\_\_

Eメール \_\_\_\_\_

該当する申請対象に「○」を付けてください。

対象世帯		既存住宅購入	申請対象
子育て世帯		あり	
		なし	
移住世帯	若者夫婦世帯	あり	
	その他の世帯	安心R住宅の購入 あり	
		安心R住宅以外の既存住宅の購入 あり	

※ 安心R住宅とは、特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度(安心R住宅制度)を利用し、安心R住宅調査報告書が発行された住宅をいう。



様式第1号（第6条関係）のつづき

（不動産取得の状況） ※該当する場合に記入

契約年月日	
-------	--

（リフォーム工事等の契約の相手方）

会社名		営業所名	
担当者名		契約年月日	
電話番号		Eメール	

《添付書類》

a:子育て世帯、b:移住世帯（若者夫婦世帯）、c:移住世帯（その他の世帯）

		書類の内容	a	b	c
①	<input type="checkbox"/>	国が実施する「こどもエコ住まい支援事業」等の 交付決定通知書の写し	○	○	○
②	<input type="checkbox"/>	国への交付申請情報入力画面の写し（補助対象工 事の国の補助額がわかるもの）	○	○	○
③	<input type="checkbox"/>	工事請負契約書の写し	○	○	○
④	<input type="checkbox"/>	世帯全員の住民票の写し（工事発注者が購入した 既存住宅への入居が確認できるもの）	○	○	○
⑤	<input type="checkbox"/>	不動産売買契約書	△	○	○
⑥	<input type="checkbox"/>	建物の不動産登記全部事項証明書	△	○	○
⑦	<input type="checkbox"/>	安心R住宅調査報告書の写し			△
⑧	<input type="checkbox"/>	その他知事が必要と認めた書類	△	△	△

○：必須、△：該当する場合

様式第2号（第7条関係）

申請番号 

--	--	--	--

  
年 月 日

子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業補助金交付決定通知書

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付けで申請のあった件については、下記のとおり交付することに決定しましたので、補助金等の交付手続等に関する規則第7条の規定に基づき、通知します。

記

交付決定額 金 円

様式第3号（第8条関係）

申請番号 

--	--	--	--

  
年 月 日

子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業補助金取下げ書

（宛先）  
埼玉県知事

申請者 住所

氏名

令和 年 月 日付けで交付決定を受けた件について、子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業補助金要綱第9条の規定に基づき、取り下げを行います。

記

1 交付決定日

令和 年 月 日

2 交付決定額

円

3 取り下げの理由

様式第4号（第9条関係）

子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業補助金交付請求書

申請番号 

--	--	--	--

  
年 月 日

（宛先）  
埼玉県知事

住所

氏名

令和 年 月 日付けで交付額の決定を受けた子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業補助金について、埼玉県子育て世帯・移住世帯住宅省エネ化支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

○補助金振込先口座

金融機関	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 支所
口座区分 (どちらかに○)	普通 ・ 当座	
口座番号 (7桁未満は左詰で0を入れる) 例：0123456		
フリガナ		
口座名義人 (申請者名義で記入)		

交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円